

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成22年1月7日(2010.1.7)

【公表番号】特表2009-517386(P2009-517386A)

【公表日】平成21年4月30日(2009.4.30)

【年通号数】公開・登録公報2009-017

【出願番号】特願2008-542377(P2008-542377)

【国際特許分類】

C 07 D 225/06	(2006.01)
A 61 K 31/395	(2006.01)
A 61 K 9/10	(2006.01)
A 61 K 47/34	(2006.01)
A 61 K 47/24	(2006.01)
A 61 K 47/26	(2006.01)
A 61 P 31/04	(2006.01)
A 61 P 35/00	(2006.01)

【F I】

C 07 D 225/06	C S P
A 61 K 31/395	
A 61 K 9/10	
A 61 K 47/34	
A 61 K 47/24	
A 61 K 47/26	
A 61 P 31/04	
A 61 P 35/00	

【手続補正書】

【提出日】平成21年11月13日(2009.11.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

17-アリルアミノ-17-デメトキシゲルダマイシン(17-AAG)の精製された多形体C。

【請求項2】

17-アリルアミノ-17-デメトキシゲルダマイシン(17-AAG)の精製された多形体G。

【請求項3】

(a)精製された多形体C、精製された多形体G、及びそれらの組合せより選ばれる多形体を含む17-AAG及び(b)少なくとも一つの医薬的に許容され得る賦形剤を含む医薬用懸濁製剤。

【請求項4】

(A)17-AAGが水性媒体に懸濁した粒子として約2.5～約75質量パーセントの量で存在し、17-AAGが約50nm～約3.0ミクロンの粒子径分布と約200～約400nmの中央粒径(容積分布)を有し、(B)少なくとも一つの医薬的に許容され得る賦形剤が、(i)ポリオキシエチレンソルビタンとC<sub>12</sub>-C<sub>20</sub>脂肪酸のエステルであって、該エステルと17-AAGとの質量比は約0.20～約1.0である前記エステル、(ii)ポリオキシエチレン-ポリオキシプロピレンブロックコポリマーであって、該ブロックコポリマーと17-AAGとの質量比は約0.5～約1.0である前記ブ

ロックコポリマー、(iii)ホスファチジルコリンであって、該ホスファチジルコリンと17-AAGとの質量比は約0.04～約0.1である前記ホスファチジルコリン；及び(iv)それらの組合せからなる群より選ばれる界面活性剤を含む、請求項3に記載の医薬用懸濁製剤。

【請求項5】

少なくとも一つの医薬的に許容され得る賦形剤が、更に、炭水化物を含む、請求項3に記載の医薬用懸濁製剤。

【請求項6】

炭水化物がスクロースである、請求項5に記載の医薬用懸濁製剤。

【請求項7】

界面活性剤が、ポリオキシエチレンソルビタンとC<sub>12</sub>-C<sub>20</sub>脂肪酸のエステルと、ホスファチジルコリンとの組合せを含む、請求項4に記載の医薬用懸濁製剤。

【請求項8】

ポリオキシエチレンソルビタンとC<sub>12</sub>-C<sub>20</sub>脂肪酸のエステルが、ポリオキシエチレンソルビタンモノオレエートである、請求項7に記載の医薬用懸濁製剤。

【請求項9】

界面活性剤が、ポリオキシエチレン-ポリオキシプロピレンブロックコポリマーとホスファチジルコリンの組合せを含む、請求項8に記載の医薬用懸濁製剤。

【請求項10】

静脈内投与される、請求項3に記載の医薬用懸濁製剤。